

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年6月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて等の一部を改正する規程

1. 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（20190606保局第11号）の一部を次のように改正する。
 1. 中「当該エアゾール製品等」を「エアゾール製品等」に、「ついでは」を「ついては」に、「第2条第3項第8号」を「第2条第5項第8号」に改める。別紙1の1.（2）④中「。以下単に「容器保安規則」という。」を削る。
別紙2の1. から3. までの規定中「第2条第3項第8号」を「第2条第5項第8号」に改める。
様式第1から様式第3までの規定中「第2条第3項第8号」を「第2条第5項第8号」に、「Art. 2 Para. 3-8」を「Art. 2 Para. 5-8」に改める。
2. 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（20180222保局第4号）の一部を次のように改正する。
 1. （1）中「2条」を「第2条」に、「第3条第8号」を「第3条第1項第9号」に改める。
 2. （2）中「同法第2条第1項」を「航空法第2条第1項」に、「第3条第5号」を「第3条第1項第6号」に、「46条第2項第5号」を「第46条第2項第5号」に改める。

附 則

この規定は、令和7年7月1日から施行する。